

『ベトナム投資有望国のトップに 中国4位に後退—日本公庫調査』

日本政策金融公庫がこのほど発表した「中小企業の海外現地法人に対する調査」結果によると、投資有望国ではベトナムがトップだった。2位にはタイ、3位にはインドネシアが入り、中国は4位だった。この調査は今年6～7月に同公庫の取引先中小企業4,299社を対象に実施、676社から回答を得た。

中期的な投資有望国については、前回3位だったベトナム(18.6%)が1位に浮上した。前は中国とタイが同率トップだったが、中国(10.9%)は4位に、タイ(12.2%)は2位に後退した。前回4位のインドネシア(11.9%)が1ランク上げ3位となった。以下、5位にはフィリピン、6位にはミャンマー、7位にはインドなどが続いており、東南アジアの国が上位を占めた。ベトナムを有望視する理由については、「労働力が低廉で豊富」が最も多かった。以下、「既存取引先が既に進出」「現地市場の将来性が高い」「優秀な人材確保が可能」「地理的に優位」等が続いている。現在、直面している問題点に関しては、ベトナム、タイ、中国、インドネシアのいずれの国も「労務費の上昇」をトップに挙げている。その対応策では、「自動化・省力化設備の導入」や「販売価格への転嫁」が多かった。

『NISAスタートから約1年 国税庁がQ&Aを公表』

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)が今年1月1日から開始されたことを受け、国税庁はこのほどNISAの手続に関するQ&Aを取りまとめ公表した。

Q&Aでは制度の概要に始まり、「基準日における国内の住所を証する書類」に関する質疑、複数の金融機関へ申込を行った場合の対応に関連した質疑と続く。未使用枠の繰越の可否、金融機関の変更から開設者が死亡した場合の取扱い、非課税期間の終了に至るまで、計30問にわたって解説。

設問の一例を紹介すると、Q. NISAの非課税口座を廃止する場合に必要な手続は。A. 口座を開設する金融機関に「非課税口座廃止届出書」を提出。受け入れていた上場株式等は払い出され、廃止の日の終値に相当する金額で売却したものとみなされて特定口座や一般口座へ移管される(譲渡益には非課税を適用、譲渡損失には適用なし)。なお、廃止後に支払いを受ける配当等、廃止後に行った売却による所得には適用されない。平成26年税制改正により平成27年以後は同一の勘定設定期間内において再開ができることとなり、平成26年中に廃止した場合でも一定の手続により可能となった。一時的な出国に伴う廃止についても、これに準じた取扱いとなる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。